

平塚中等教育学校 学校生活のきまり

1 中等教育学校の日課等

- (1) 登校について
8時25分には登校し、8時30分には教室に入り、着席していきましょう。7時30分より前には登校しないようにしてください。
- (2) モーニングタイム
「モーニングタイム」は、前期課程が「朝読書」、後期課程が「朝学習」を中心に活用する時間です。1日の学習へ向けて、精神集中を促し、心を落ち着かせた状態で学習モードに移行していくための時間です。
- (3) ショートホームルーム
朝の「ショートホームルーム」では、1日の学校生活のために必要な事項について先生や係から連絡があります。必要なことは生徒手帳にメモを取りましょう。
- (4) 授業開始
1校時目の授業は、8時55分に始まります。午前中は4時間の授業があります。
前期課程は45分、後期課程は50分の授業となります。
- (5) 昼食・昼休み
昼食は、お弁当（登校時に購入したものも可）及び飲み物を各自で持参しましょう。前期課程の生徒は教室で全員一緒に食べます。後期課程の生徒は各自で摂りましょう。
なお、後期課程の生徒は、購買でパンの購入ができます。前期課程の生徒で昼食の持参を忘れた場合は、学年の先生が付き添った上で、購買で買うことができます。
- (6) 午後の授業
午後の授業は、13時10分に始まります。午後は3時間の授業があります。
- (7) ショートホームルーム
帰りの「ショートホームルーム」では、1日の反省と明日以降の予定などについての連絡があります。必要なことは生徒手帳にメモを取りましょう。
- (8) 清掃
帰りのショートホームルーム終了後15分間、当番制で割り当ての場所を清掃します。
- (9) 下校時刻と放課後の教室使用について
ア 下校時刻は次のとおりとします。

前期課程	3～9月 18時30分、10～2月 18時00分
後期課程	年間を通じて 18時30分

イ 放課後、教室や特別教室を使用して活動する時は、各教室担当者の承認を得ること。アの時刻までに門を出るように、活動を終了しましょう。

2 休日の学校施設の利用について

- (1) 土曜日、日曜日、祝祭日（以下「休日」）は、部活動以外は原則として学校施設を使用できません。使用する場合は、あらかじめ担当の教員に申し出をし、許可を得てください。
- (2) 休日の活動時間は、8時30分から18時30分までです。ただし、前期課程の10月～2月は18時00分です。また、前期課程の部活動の活動時間は、3時間程度です。
（年末年始12/29～1/3は登校禁止です）

3 通学方法について

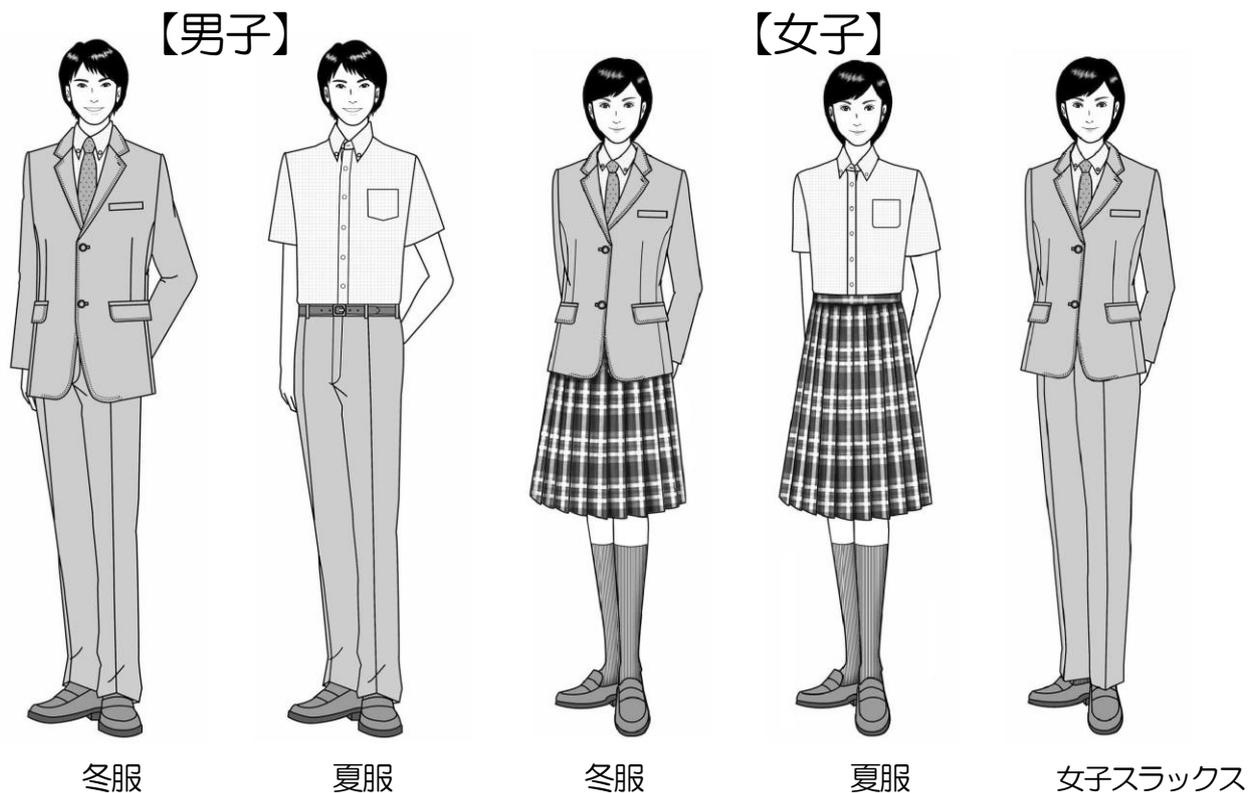
- (1) 前期課程の生徒は、徒歩または公共交通機関を利用して登校してください。
- (2) 後期課程の生徒は、自転車を利用して登校することができますが、事前に学校に届出をし、許可を得る必要があります。自転車利用時には、交通ルールを厳守しましょう。
- (3) 登校時の注意
ア 交通規則・マナーを守り、交通事故には充分注意しましょう。
イ 登下校の際、公共の迷惑にならないよう、本校の生徒としての自覚をもって行動しましょう。

4 服装について

- (1) 学校へ通学する際は、休日も含めて必ず制服を着用してください。校章バッジは上着の左襟の所定の場所に付けます。
- (2) 制服着用のきまりは次のとおりです。

	男子 (スラックスの女子を含む)	女子
冬服	① 本校指定のジャケット、スラックス、シャツ、ネクタイを着用する。 ② ベルトの色は黒または茶とする。 ③ 靴下は白・紺・グレー・黒の無地とする。	① 本校指定のジャケット、スカートまたはスラックス、シャツ、ネクタイを着用する。 ② 靴下は紺・グレー・黒の無地とする。
夏服	① 本校指定のスラックス、シャツを着用する。(ネクタイは外しても可) ② ベルトの色は黒または茶とする。 ③ 靴下は白・紺・グレー・黒の無地とする。	① 本校指定のスカート、またはスラックス、シャツを着用する。(ネクタイは外しても可) ② 靴下は紺・グレー・黒の無地とする。

- ※ 上記のきまり以外に、冬・夏服とも本校指定のニットベスト及びニットセーターを着用することができます。原則として冬服期間は、上にジャケットを着て登校しなければなりません。
- ※ コート類を着用する場合は、本校の生徒として相応しく、華美でないものとします。
- ※ 女子のスカート丈の基準は、膝頭とします。



- (3) 目安として4月1日～30日は冬服期間、5月1日～10月31日は夏服期間、11月1日～3月31日は冬服期間とします。ただし、気候状況により、夏服、冬服の判断は各自に任せます。「制服着用のきまり」を守って着用してください。

5 持ち物、履物など

- (1) 通学の際には、運動靴や黒または茶の革靴（学生靴）とします。ただし、グラウンドに立ち入る場合は運動靴を使用してください。
- (2) 校舎内に立ち入る場合は、上履き（市販のバレーシューズ型で、学年色のもの）を使用します。
- (3) 体育館へ立ち入る場合は、本校指定の体育館履きを使用します。
- (4) 体育の授業及び体育的行事の際には、本校指定の体育着を着用します。また、部活動の際には、顧問の許可があれば指定の体育着以外の着用も可とします。
- (5) 指定の通学カバンはありません。市販の通学用カバン、リュックサック、スポーツバッグ等を使用してください。
- (6) 学校生活に必要なもの（漫画、ゲーム機等）は持参してはいけません。
- (7) 登下校時の連絡用として携帯電話等を持参する場合には、保護者等からの届け出（「携帯電話等の取扱いに関する同意確認書」の提出）が必要です。ただし、教員の指導の下で使用する場合を除いて、校内での利用は不可とします。校内では電源を切り、かばんやロッカーの中に入れてください。
- (8) 持ち物には必ず学年・組・氏名を書き、貴重品は自分で管理してください。多額の現金や高価なものは持参しないようにしましょう。
- (9) 休日の部活動時の登下校の際も、制服を着用してください。ただし、大会等への参加で顧問の許可があれば、制服以外の着用も可とします。

6 学校生活全般

- (1) 挨拶、礼儀、ルールの遵守を心がけ、皆が気持ちよく学校生活を送れるようにしましょう。
- (2) 決められた登下校時刻を守りましょう。
- (3) 登校してから下校するまで、許可がない限り、校外へ出てはいけません。
- (4) 自動販売機（校内）の利用は、始業前、休み時間及び放課後とします。
- (5) 盗難・紛失・拾得物があった場合は、担任または生活指導担当の先生に届け出てください。
- (6) 公共物等を破損した場合は、担任の先生に申し出てください。修繕費の実費を徴収する場合があります。
- (7) 印刷物等の配布や掲示をする場合は、生活指導担当か生徒会担当の先生に許可を得てください。また、印刷物や掲示物には所属を明記してください。
- (8) 廊下や教室など校舎内を走ったり、窓から身を乗り出したりするなど、危険な行為はしてはいけません。
- (9) 化粧や頭髮に染色・脱色パーマ等、無用な加工を施してはいけません。また、ピアス・ネックレス・指輪等の装飾品は身につけてはいけません。
- (10) 何か困ったり、悩んだりした時は、まずは担任の先生に相談しましょう。保健室の先生や教育相談担当（教育相談コーディネーター）の先生、スクールカウンセラーの先生に相談することもできます。必要があれば、外部相談機関等を紹介できるので、一人で抱えずに、誰か大人に相談してください。

7 校外生活全般

- (1) 風紀上好ましくない場所には近づかず、自分自身の服装や行動を常に意識し、トラブル等に巻き込まれないよう十分に注意しましょう。
- (2) 外出の際は、家族に、用件・行き先・友人名などを告げてから出かけましょう。
- (3) 自分及び家族に事故があった時は、できるだけ早く学校に連絡してください。
- (4) アルバイトは後期課程の生徒のみ、学校に届け出をすれば許可されます。アルバイトを行う場合は、学校生活に支障のないよう、保護者等とよく相談した上で行ってください。
- (5) 免許（自動車、自動二輪車、原動機付き自転車）を取得する場合は、学校への届け出が必要です。保護者等とよく相談した上で、取得するかどうかを決めてください。